

家庭における省エネ・蓄エネ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県内の住宅におけるエネルギー利用の効率化を促進するため、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「協会」という。）が、予算の範囲内において、補助対象機器設置費用の一部を補助する「家庭における省エネ・蓄エネ支援事業補助金」（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき補助金の交付の申請ができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らが居住し兵庫県内に所在する既築住宅（平成26年3月31日以前に新築した住宅で、賃貸住宅及び店舗・事務所等との併用住宅は除く。以下同じ。）に補助対象機器を購入し設置した者。
- (2) ホーム・エネルギー・マネジメントシステム（以下「HEMS機器」という。）によりエネルギー使用量のモニタリングを行い、日常生活において制御機能を活用し家庭における省エネを図る者、又は蓄電システムの導入により自己が所有する太陽光発電システムから発電された電力を効果的に蓄電し、太陽光発電電力の自家消費量を増加させる者。
- (3) 蓄電システム設置については、協会が実施する「うちエコ診断」の趣旨を理解し、その診断を受診した者。

(補助対象機器の要件)

第3条 補助対象となる機器の要件は、別記1に該当する機器とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別記2のとおりとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象機器の設置後において補助金交付申請書兼請求書（様式1）に下記書類を添付して、提出するものとする。

- (1) 補助金にかかる誓約書（様式2）
- (2) 既築住宅の登記事項証明書の写し又は建築年月日が確認できる公的書類の写し
- (3) 補助金振込口座登録用紙（様式3）
- (4) 設置機器リスト兼領収内訳書（様式4）
- (5) 補助対象機器が含まれる領収証の写し
- (6) 設置したHEMSの品番及び性能（補助対象機器の要件を満たしていることが確認できる箇所）カタログの写し
- (7) 設置した蓄電システムは国が平成30年度以降実施する補助事業における補助対象システムとして、パッケージ型番が登録されている箇所の写し
- (8) 蓄電システムを設置した場合は、うちエコ診断受診申込書及びうちエコ診断日程調整票（ただし、平成30年4月1日以降にうちエコ診断を既に受診しているとき

は、不要。)

(9) 補助対象機器の設置が確認できる写真

- ① HEMS機器設置後の本体機器、計測機器及びモニター画面に情報が表示されている写真
- ② 蓄電システム設置後の蓄電池部、電力変換装置及び太陽光発電システムの設置が確認できる写真

(10) その他協会が必要と認めるもの

(補助金の交付決定及び支払)

第6条 協会は、前条の規定による補助金交付申請書兼請求書を受け取った後、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を決定し、補助金交付決定通知書(様式5)を補助事業者へ通知し補助金を支払うものとする。

なお、蓄電システム設置においては、うちエコ診断受診後に前記の方法により補助金を支払うものとする。

- 2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 協会は、第1項の規定により補助事業者に対して補助金の支払をするときは、補助事業者が提出した申請書類に添付された、補助金振込口座登録用紙に記載された補助金振込先に振り込むものとする。

(補助事業の承継)

第7条 協会は、補助事業者について相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、補助事業承継承認申請書(様式6)を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 協会は、次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱に基づく協会の処分又は指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合。
- 2 協会は、第1項に基づく取消し、又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
 - 3 協会は、第1項の規定により取消した場合において、当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 4 補助事業者は、第3項の補助金の返還の請求を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

(取得財産等の管理等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得

財産」という。)については、5年以上善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 協会は、補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を協会に納付させることができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 協会は、補助事業の実施にあたって知り得た個人情報については、本補助事業の実施にかかる目的にのみ使用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は協会が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記 1（第 3 条関係）

（1）HEMS 機器の要件

- 未使用品であること。
- 以下の要件をすべて満たしていること。
 1. 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
 2. 住宅内のエネルギー使用状況の「見える化」ができ、省エネを促す情報提供機能を有していること。
 3. 省エネに資する制御機能を有していること。

（2）蓄電システムの要件

- 未使用品であること。
- 国が平成 30 年度以降実施する補助事業における補助対象システムとして、パッケージ型番が登録されているものであること。

（3）補助対象機器の設置

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 2 月 28 日の間に設置が完了した機器とする。

別記 2（第 4 条関係）

補助対象経費及び補助金額

（1）HEMS 機器

補助対象機器	内 容	補助金額
本体機器	・データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置など） ・通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタなど） ・制御装置（機器の制御に係るコントローラなど） ・モニター装置（独自端末など）	定額 3 万円
計測機器	・計測装置（電力使用量の計測に係る電力量センサ、タップ型電力量計、計測機能付分電盤など）	

※ 1 補助対象経費は、機器購入費とし、機器設置工事費用、セットアップ費用、諸経費、消費税及び地方消費税は補助対象としない。

※ 2 他の補助を同時に受けることは可能であるが、申請者の負担額を上回らない額を限度に補助する。

（2）蓄電システム

補助対象機器	内 容	補助金額
蓄電池部、電力変換装置	国が平成 30 年度以降実施する補助事業における補助対象システムとして、パッケージ型番が登録されているもの	定額 5 万円

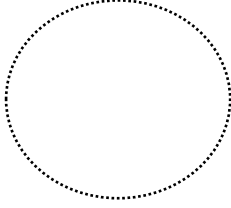
※ 1 補助対象経費は、機器購入費とし、機器設置工事費用、セットアップ費用、諸経費、消費税及び地方消費税は補助対象としない。

※ 2 他の補助を同時に受けることは可能であるが、申請者の負担額を上回らない額を限度に補助する。

公益財団法人 ひょうご環境創造協会
理 事 長 様

申請日 年 月 日

(申請者) [受付番号] 19-



※協会受付

住 所	〒 ー		
ふりがな		印 スタンプ印不可	
氏 名			
日中つながる 電話番号	() ー		

補助金交付申請書兼請求書

家庭における省エネ・蓄エネ支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付申請を行うとともに請求します。

記

設 置 場 所									
住 宅 築 年 月 日	平成・昭和	年	月	日	新 築				
機器設置年月日		年	月	日					
補 助 金 申 請 額	HEMS + 蓄電システム				0	0	0	0	円

(内訳)

☐ HEMS 機器

補助対象経費	HEMS 機器費 (税抜)	円						
他の補助金の 予定	補助団体名 ()	(円)						
補 助 金 申 請 額		3	0	0	0	0	円	

※ 他の補助金を同時に受けることは可能ですが、申請者の負担額を上回らない額を限度に補助します。

☐ 蓄電システム

補 助 対 象 経 費	蓄電システム機器費 (税抜)	円						
他 の 補 助 金 の 予 定	補助団体名(一般社団法人環境共創イニシアチブ)	(円)						
	補助団体名()	(円)						
補 助 金 申 請 額		5	0	0	0	0	円	
うちエコ診断受診済の場合	年 月 日受診 (平成 30 年 4 月 1 日以降の受診日)							

※ 他の補助金を同時に受けることは可能ですが、申請者の負担額を上回らない額を限度に補助します。

<添付資料>

チェック欄

- ・補助金にかかる誓約書 (様式 2) ☐
- ・既築住宅の登記事項証明書の写し又は建築年月日が確認できる公的書類の写し ☐
- ・補助金振込口座登録用紙 (様式 3) ☐
- ・設置機器リスト兼領収内訳書 (様式 4) ☐
- ・補助対象機器が含まれる領収証の写し ☐
- ・HEMS 設置は品番及び性能カタログの写し ☐
- ・蓄電システム設置は国が平成 30 年度以降実施する補助事業における補助対象システムとして、パッケージ型番が登録されている箇所の写し ☐
- ・補助対象機器の設置後の写真、及び蓄電システムは太陽光発電システムの設置が確認できる写真 ☐
- ・蓄電システム設置は、うちエコ診断受診申込書及びうちエコ診断日程調整票 ☐

年 月 日

補助金にかかる誓約書

公益財団法人ひょうご環境創造協会
理 事 長 様

家庭における省エネ・蓄エネ支援事業補助金の交付を受けるにあたって、下記の事項について誓約します。

- 1 交付申請に関する手続は適正に行い、書類への虚偽記載等はいたしません。もし、補助に関する一切の書類において錯誤ではなく虚偽の内容が確認された場合、補助金は全額返還いたします。
- 2 協会の求めに応じて、電力使用量に関するデータの提供やアンケート調査に協力いたします。
- 3 補助を受けた機器について、5年以上、管理者として適切に管理を行い、日常生活において制御機能を活用して、家庭における省エネを図ります。

申請者氏名	印
-------	--------------

補助金振込口座登録用紙

銀行通帳の口座番号・名義のわかるページの写しを添付してください。（必ず貼り付けること。）

振込先口座の確認を ☒ チェックしてください。

振込先	区 分	通帳の写しで確認できる 場合は ☒ をチェック	通帳の写しで確認できない場合は 必ず下欄に記入してください
	金 融 機 関 名	☐	
	支 店 名	☐	
	預 金 の 種 類	☐	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	☐	
	口 座 名 義 人 (申請者と同一)	☐	
	フ リ ガ ナ	☐	

設置機器リスト兼領収内訳書

※この書類は、契約相手である販売設置業者が作成してください

申請者氏名	
補助対象機器を 設置した住所	
設置年月日	年 月 日

補助対象となる機器

(1) HEMS機器

メーカー名	製品名	型番	個数

(2) 蓄電システム

国の補助事業の登録		
メーカー名	製品名	パッケージ型番

領収内訳

項 目	金 額
補助対象機器（HEMS機器）費	円
補助対象機器（蓄電システム）費	円
設置工事費	円
その他（ ）	円
消費税	円
合計	円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

会社名		印
代表者		
担当者名		
住所		
電話		

年 月 日

補助事業者 氏 名 様

公益財団法人 ひょうご環境創造協会
理 事 長

補助金交付決定通知書

家庭における省エネ・蓄エネ支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容

年 月 日付で申請があった補助金交付申請書兼請求書のとおりとする。

2 交付決定番号

3 補助金の額

金 円

4 補助金交付の条件

- (1) 協会が、本事業の目的を達成するために電力使用量に関するデータ又はアンケート調査を求めたときは、これに協力すること。
- (2) 補助を受けた機器について、5 年以上、管理者として適切に管理を行い、日常生活において制御機能を活用して、家庭における省エネを図ること。

補助金は、本通知後 1 か月程度後にご指定の口座に振り込む予定です。

年 月 日

公益財団法人 ひょうご環境創造協会
理事長 様

(承継する者)

住 所	〒 —	
氏 名		印 スタンプ印不可
連絡先 (日中つながる 電話番号)	() —	

補助事業承継承認申請書

家庭における省エネ・蓄エネ支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり補助事業の地位の承継承認を申請します。

記

1 交付決定番号	
2 交付決定を受けた者	
3 補助事業の地位承継理由	